

横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）
令和8年7月改訂 新旧比較表

改訂前（旧）	改訂後（新）
第1章 省略 1-1 適用 1 本仕様書は、横浜市水道局が発注する機械設備工事及び電気設備工事に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。 2 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束するものとする。 3 特記仕様書、図面又は標準仕様書の間に相違がある場合、原則として特記仕様書を優先する。特記仕様書の中では、工事特記仕様書を最優先する。 4 請負人は信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、横浜市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。 5 設計図書はSI単位を使用するものとする。SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。	第1章 省略 1-1-1 適用 1 適用工事 横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、横浜市水道局が発注する機械設備工事及び電気設備工事に係る工事請負契約書、工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。 2 標準仕様書の適用 請負人は、標準仕様書の適用については、横浜市請負工事監督事務取扱規程及び横浜市請負工事検査事務取扱規程に従った監督・検査体制のもとで、「建設業法」第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、これら監督、検査（完成検査、出来形部分検査等）については、「地方自治法」第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。 3 優先事項 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束するものとする。 工事請負契約書に添付されている設計書、図面、特記仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。 4 設計図書間の不整合 請負人は、設計書、図面、特記仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書に

1-2 用語の定義 「監督員」とは、契約約款第10条に規定する監督員をいう。 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。 「設計図書」とは、設計書、工事仕様書、特記仕様書、標準仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、図面をいう。 「仕様書」とは、工事仕様書、特記仕様書、標準仕様書を総称していう。 「工事仕様書」とは、工事ごとに規定され、施工するうえで適用されるべき標準仕様書、特記仕様書及びその他必要な事項が記述されているものをいう。 「特記仕様書」とは、標準仕様書では規定していない事務処理手続きや施工現場管理を補足する図書、又は標準仕様書が規定しない特殊工法や材料等を定める図書をいう。 「標準仕様書」とは、各工事に共通して適用され、作業順序、使用材料の品質、数量、仕上の程度、施工方法等、工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいい、特に指定しない場合は本仕様書をいう。	相違がある場合は、監督員に確認して指示を受けなければならない。 - SI単位 設計図書はSI単位を使用するものとする。SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。 - 諸法令・基準類の改定 この標準仕様書で適用すべきとされている法律、規則、基準、要綱、要領、指針、通知等は、最新のものを適用する。また施工中のものについては、監督員と協議する。 1-1-2 用語の定義 この標準仕様書における用語の定義は、次の各項に定めるところによるものとする。 - 監督員 監督員とは、横浜市契約規則により工事の監督を命ぜられた職員をいい、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。 - 総括監督員 総括監督員とは、次の職務を担当する者をいう。 （1）契約の履行についての請負人に対する指示、承諾及び協議に関すること（重要なものに限る。）。 （2）関連する複数の工事に係る工程等の調整に関すること（重要なものに限る。）。 （3）主任監督員及び担当監督員に対する指揮監督に関すること。 - 主任監督員 主任監督員とは、次の職務を担当する者をいう。 （1）契約の履行についての請負人に対する指示等に関すること（前項第1号及び次項第1号に該当するものを除く。）。 （2）関連する複数の工事に係る工程等の調整に関すること（前項第2号及び次項第2号に該
---	--

- 8 「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して、発注者が当該工事の施工条件等を説明するための書類をいう。
- 9 「質問回答書」とは、設計書、仕様書、図面及び現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- 10 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては契約図書及び監督員の指示に従って作成され、監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- 11 「指示」とは、監督員が請負人に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 12 「承諾」とは、契約図書で明示した事項で、請負人が発注者若しくは監督員に対し書面で申し出た、工事の施工上必要な事項について発注者若しくは監督員が書面により同意することをいう。
- なお、契約の変更が必要な場合は、契約約款に基づき契約の変更を行う。
- 13 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について発注者と請負人が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 14 「提出」とは、監督員が請負人に対し、又は請負人が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 15 「提示」とは、監督員が請負人に対し、又は請負人が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- 16 「報告」とは、請負人が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- 17 「通知」とは、監督員が請負人に対し、又は請負人が監督員に対し、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。

当 するものを除く。)

- (3) 担当監督員に対する指揮監督に関すること。

4 担当監督員

担当監督員とは、次の職務を担当する者をいう。

- (1) 契約の履行についての請負人に対する指示等に関すること（軽易なものに限る。）。
- (2) 関連する複数の工事に係る工程等の調整に関すること（軽易なものに限る。）
- (3) 請負人が作成した設計図書に基づく工事の施行のための詳細図の承諾及び交付に関すること。
- (4) 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施行状況の検査並びに工事材料の試験及び検査に関すること。

5 契約図書

契約図書とは、工事請負契約書、契約約款及び設計図書をいう。

6 設計図書

設計図書とは、設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。

7 設計書

設計書とは、工事目的物等の数量その他必要な数量等が記載されているものをいう。

8 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が請負人に指示した図面及び請負人が提出し、監督員が書面により承諾した図面をふくむものとする。

9 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

10 標準仕様書

- 18 「受理」とは、契約図書に基づき請負人の責任において作成され、提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。
- 19 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物を行い、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファックス及び電子媒体により伝達できるものとするが後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 20 「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督員が臨場若しくは請負人が提出した資料によりその内容について契約図書との適合を確かめ、請負人に対して認めることをいう。
- 21 「把握」とは、監督員が臨場若しくは請負人が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負人に対して認めるものではない。
- 22 「立会」とは、契約図書に示された事項について監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- 23 「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- 24 「調整」とは、監督員が関連する工事との間で工程等について相互に支障がないように協議し、必要事項を請負人に対し指示することをいう。
- 25 「検査員」とは、検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 26 「同等以上の品質」とは、品質について設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には監督員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質若しくは監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関の品質確認のために必要となる費用は請負人の負担とする。
- 27 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実

標準仕様書とは、各工事に共通して適用され、作業順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで、必要な技術的要求、工事内容を説明したものうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

11 特記仕様書

特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

12 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

13 現場説明書

現場説明書とは、入札に参加する者に対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

14 質問書

質問書とは、入札にあたって発注者が交付した設計書、図面、特記仕様書、標準仕様書及び現場説明書に対して、入札に参加する者が契約条件等に関する質問を記載した書面をいう。

15 質問回答書

質問回答書とは、質問受付期間に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

16 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が請負人に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

17 承諾

承諾とは、契約図書で示した事項について、発注者若しくは監督員又は請負人が書面により同意することをいう。

18 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と請負人が対等の立

施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日完成期限までの期間をいう。

28 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

29 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は現場調査、測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。）の初日をいう。

30 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

31 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

32 「仮設工事」とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

33 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

34 「JIS」とは、日本産業規格をいう。又、設計図書のJIS製品記号はJISの国際単位系(SI)移行（以下「新JIS」という。）に伴いすべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。

場で合議し、結論を得ることをいう。

19 提出

提出とは、監督員が請負人に対し、又は請負人が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

20 提示

提示とは、監督員が請負人に対し、又は請負人が監督員又は検査員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

21 報告

報告とは、請負人が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。

22 通知

通知とは、発注者又は監督員と請負人又は現場代理人の間で工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

23 受理

受理とは、契約図書に基づき請負人の責任において作成され、提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。

24 連絡

連絡とは、監督員と請負人又は現場代理人の間で、契約約款第19条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メール等により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

25 納品

納品とは、請負人が監督員に工事完成時に成果品を収めることをいう。

26 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

27 情報共有システム

情報共有システムとは、監督員及び請負人の間の情報を電子的に交換・共有することにより

業務効率化を実現するシステムのことをいう。
なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

28 書面

書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。

29 工事写真

工事写真とは、工事着工前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

（なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化について（財政局 公共事業調整課）に基づき実施しなければならない。）

30 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等及び工事打合せ簿等に添付して提出される資料をいう。

31 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

32 契約関係書類

契約関係書類とは、契約約款第10条第5項の定めにより監督員を経由して請負人から発注者へ、又は請負人へ提出される書類をいう。

33 工事完成図書

工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

34 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

	35 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。 36 確認 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は請負人が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。 37 立合 立会とは、契約図書に示した事項について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。 38 段階確認 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。 39 工事検査 工事検査とは、検査員が契約約款第32条、第38条及び第39条に基づいて、給付の完了の確認を行うことをいう 40 検査員 検査員とは、契約約款第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。 41 同等以上の品質 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、又は監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、請負人の負担とする。 42 工期 工期とは、工事請負契約書に記載された工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた契約日から完成期限までの期間をいう。 43 工事着手日
--	--

工事着手日とは、請負人から提出された現場代理人等選定通知書に記載された年月日をいう。

44 工事着手

工事着手とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は現場調査、測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。）または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

45 準備期間

準備期間とは、工事着手日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。

46 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

47 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

48 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

49 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面区域をいう。

50 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

51 出来形数量

出来形数量とは、設計図書に対する出来上がり数量をいう。

52 SI

SIとは、国際単位系をいう。

53 工事現場発生品

工事現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は

1-3 設計図書の照査等 1 請負人は、監督員が必要と認めた場合、図面の原図を借用することができる。ただし、設計図書に記載された基準類等で市販されているものについては請負人の負担において備えるものとする。 2 請負人は、施工前及び施工途中において自らの費用で設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。又、請負人は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。 3 請負人は、契約の目的のために必要とする以外は契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。	発注者に帰属する。 54 JIS規格 JISとは、日本産業規格をいう。 1-1-3 設計図書の照査等 1 図面原図等の貸与 請負人からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負人に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負人が備えなければならない。 2 設計図書の照査 請負人は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負人は、監督員から更に詳細な説明又は書面資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、工事請負契約約款第20条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。 3 契約図書等の使用制限 請負人は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。 1-1-4 ワンデーレスポンス 監督員及び請負人は「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、請負人からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限内
---	--

1-4 工程表 請負人は、契約約款第4条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。 1-5 施工計画書 1 請負人は、工事の着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な調査を行い、現地の状況を十分に把握のうえ施工計画書を作成し、工事着工の14日前までに監督員に提出しなければならない。 2 施工計画書の作成は「施工計画書作成要領」（付則1）による。 3 請負人は、工事が別契約工事と関連のある場合は監督員の指示を受けて調整しなければならない。 4 請負人は、施工計画書の内容に変更が生じた場合はそのつど当該工事に着手する前に変更計画書を提出しなければならない。 5 監督員が指示した事項については、請負人はさらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。 1-6 工事实績情報コリンズ（CORINS）への登録 請負人は、受注時又は変更時における工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき受注・	までに回答することをいう。 1-1-5 ウィークリースタンス 監督員及び請負人は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、監督員と請負人の間で確認・共有した取組の総称をいう。 1-1-6 施工計画書 1 一般事項 請負人は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 請負人は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 2 作成要領 施工計画書の作成は「施工計画書作成要領」（付則1）による。 3 変更施工計画書 請負人は、施工計画書の内容に変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。 4 詳細施工計画書 請負人は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。 1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録 請負人は、受注時又は変更時における工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として
---	--

変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認、記名・押印及び電子メールアドレスの記入を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

1-7 監督員

- 1 当該工事における監督員の権限は、契約約款第10条に規定した事項である。
- 2 監督員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等で監督員が請負人に対し口頭による指示等を行った場合は、請負人はその指示等に従うものとし、後日書面により監督員と請負人の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-8 工事用地等の使用

- 1 請負人は、発注者から工事用地等の提供を受

「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間に10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-8 監督員

1 監督員の権限

当該工事における監督員の権限は、契約約款第10条第2項の規定によるものとする。

2 監督員の権限の行使

監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、請負人に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭によるその指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と請負人の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-9 工事用地等の使用

1 維持・管理

けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2 設計図書において請負人が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負人が必要とする用地については請負人の責任で準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負人が必要とする用地とは、営繕用地（請負人の現場事務所、宿舍）及び機器組立て作業用地等をいう。

3 請負人は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

4 請負人は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の途中において発注者が返還を要求したときも同様とする。

5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について請負人が復旧の義務を履行しないときは、請負人の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用負担を支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負人は復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

1-9 工事の着手

請負人は、設計図書に定めのある場合の他、特別な事情がない限り契約締結後速やかに監督員と設計、施工について打合せを行い、現場を熟知のうえ、工事を着手しなければならない。

1-10 工事の下請負

次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 請負人が工事の一部を下請負に付する場合

請負人は、発注者から工事用地等の使用承諾あるいは提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理しなければならない。

2 用地の確保

請負人は、設計図書において請負人が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負人が必要とする用地については、自ら準備し、確保しなければならない。この場合において、工事の施工上請負人が必要とする用地とは、営繕用地（請負人の現場事務所、宿舍、駐車場）及び機器組立て作業用地等をいう。

3 第三者からの調達用地

請負人は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

4 用地の返還

請負人は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した工事用地等について請負人が復旧の義務を履行しないときは、請負人の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用負担を支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負人は復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

1-1-10 工事の下請負

請負人は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

には、工事の施工に総合的に企画、指導及び調整するものであること。

- (2) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

1-11 施工体制台帳

- 1 請負人は、下請契約を締結したすべての工事において、建設業法等の定めるところにより施工体制台帳を作成して工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。
- 2 請負人は、第1項に示す国土交通省令の定めに従って各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- (1) 請負人が、工事の施工に総合的に企画、指導及び調整するものであること。

- (2) 下請負人が、横浜市の一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者である場合には、指名停止期間中でないこと。

- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料などを的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

1-1-11 施工体制台帳

1 一般事項

請負人は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳・施工体系図について」(横浜市)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

2 施工体系図

請負人は、「施工体制台帳・施工体系図について」(横浜市)に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従って工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

3 名札等の着用

請負人は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所

属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は次の図1名札の標準図を標準とする。(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。)

監理（主任）技術者、監理技術者補佐	
写真 2 cm×3 cm 程度	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 ◇◇建設株式会社
	印

図1 名札の標準図

〔注1〕 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

〔注2〕 所属会社の社印とする。

〔注3〕 別の定めにより同等の名札等の着用を義務付けている場合は、図によらない。

4 施行体制台帳等変更時の処理

請負人は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

1-1-12 請負人と発注者間の情報共有

請負人と発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、請負人、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。

1-1-13 請負人相互の協力

請負人は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。又、**他事業者**が施工する関連工事が同時に施工される場合に

1-12 請負人相互の協力

請負人は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。又、**関連のある**

電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-13 調査・試験に対する協力

請負人は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

も、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-14 調査・試験に対する協力

1 一般事項

請負人は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

この場合、発注者は具体的な内容等を事前に請負人に通知するものとする。

2 公共事業労務費調査

請負人は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をすること。
- (2) 調査票等を提出した事業所において、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力すること。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、「労働基準法」等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めること。

3 低入札価格調査制度の対象工事

請負人は、当該工事が横浜市契約規則第13条の2に規定する調査基準価格を下回る金額で入札を行って契約を締結した場合、次の各号に掲げる措置をしなければならない。

1-14 工事の一時中止 1 発注者は、契約約款第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては請負人に対してあらかじめ書面をもって通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合。 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合。 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。 (4) 第三者、請負人、使用人及び監督員の安全のため必要があると認める場合。 2 発注者は、請負人が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には工事の中止内容を請負人に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができるものとする。 3 前2項の場合において、請負人は施工を一時中止する場合は工事現場を適切に保全しなければならない。	(1) 施工計画書の内容についてヒアリングを求められたときは、これに応じること。(2) 横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に従うこと。 1-1-15 工事の一時中止 1 一般事項 発注者は、契約約款第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、あらかじめ請負人に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、臨機の措置により、請負人は、適切に対応しなければならない。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合。 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合。 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。 2 発注者の中止権 発注者は、請負人が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には工事の中止内容を請負人に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。 3 基本計画書の作成 前1項及び2項の場合において、請負人は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負人は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。
---	---

1-15 設計図書の変更等 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を請負人に対して行った工事の変更指示に基づき発注者が修正することをいう。 1-16 工期変更 1 契約約款第24条の規定に基づく工期の変更について、監督員と請負人との間で協議するものとし、監督員は、その結果を請負人に通知するものとする。 2 請負人は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を監督員に提出しなければならない。 3 請負人は、契約約款第20条に基づく設計図書の変更又は契約約款第21条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を監督員に提出するものとする。 4 請負人は、契約約款第22条に基づき工期の延長を求める場合、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を監督員に提出するものとする。 5 請負人は、契約約款第23条第1項若しくは第2項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な必要資料を監督員に提出するものとする。	1-1-16 設計図書の変更 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。 1-1-17 工期変更 1 一般事項 契約約款第16条第7項、第18条第2項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第24条第1項の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負人との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員は、その結果を請負人に通知するものとする。 2 設計図書の変更等 請負人は、契約約款第19条第5項に基づき、設計図書の変更又は訂正が行われた場合、前項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。 3 工事の一時中止 請負人は、契約約款第21条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。 4 工期の延長 請負人は、契約約款第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議におい
---	--

1-17 支給材料及び貸与品 1 請負人は、発注者等から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は善良な管理者の注意をもって管理しなければならない（契約約款第16条第8項）。 2 請負人は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。 3 請負人は、工事完成時（完成前にあっても工事工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点）には、支給品精算書を監督員に提出しなければならない。 4 請負人は、契約約款第16条第1項の規定に基づき支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督員に提出しなければならない。 5 契約約款第16条第1項に規定する「引渡場所」については設計図書又は監督員の指示によるものとする。引渡場所からの積み込み、荷降ろしを含む運搬に係る費用と責任は請負人の負担とする。 6 請負人は、契約約款第16条第9項に定める「不	て工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。 5 工期の短縮 請負人は、契約約款第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。 1-1-18 支給材料及び貸与品 1 一般事項 請負人は、支給材料及び貸与品の引渡しを受けた場合は、契約約款の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 2 受払状況の記録 請負人は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。 3 支給品生産書 請負人は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給品の精算が可能な場合は、その時点）に、支給品精算書を監督員に提出しなければならない。 4 引渡場所 契約約款第16条第1項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督員の指示に従わなければならない。引渡場所からの積み込み、荷降ろしを含む運搬に係る費用と責任は請負人の負担とする。 5 返還 請負人は、契約約款第16条第9項に定める「不要となった支給材料又は貸与品の返還」につい
--	---

要となった支給材料又は貸与品の返還」については設計図書又は監督員の指示に従うものとする。

なお、請負人は返還が完了するまで材料をの損失に対する責任を免れることはできないものとする。又、返還に要する費用は請負人の負担とする。

1-18 工事現場発生品

- 1 請負人は、工事施工によって生じた現場発生品について、解体材料・発生材料等引渡書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。
- 2 請負人は、建設発生土及び産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は処分場等で発行する搬入伝票、産業廃棄物は最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより適正に処理されていることを確認するとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。又、請負人は最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受けないときは速やかに状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならない。
- 3 発生品のうち設計図書により再生資源の利用を図ると指定されたものは分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入を行った後、証明書等を監督員に提出しなければならない。
- 4 引渡しを要しないものは全て構外に搬出し、資源の有効な利用の促進に関する法律（経済産

ては、監督員の指示に従わなければならない。
なお、請負人は返還が完了するまで材料を責任をもって管理しなければならない。又、返還に要する費用は請負人の負担とする。

6 修理等

請負人は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

7 流用の禁止

請負人は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

8 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、請負人が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-19 工事現場発生品

1 一般事項

請負人は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品の調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2 設計図書以外の現場発生品の処置

請負人は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品の調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-1-20 建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理

工事に伴い発生する建設発生土及び廃棄物（以下「建設副産物」という。）の処理に適用する。

1 一般事項

請負人は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書に

業省、環境省)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(環境省)、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)、資源の有効な利用の促進に関する基本方針(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)、その他関係法令に従い適切に処理し、監督員に報告しなければならない。

5 請負人は、工事における建設物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等に当たっては「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)」を遵守し、設計図書によるものとする。

6 施工中に生じた産業廃棄物を工事場所で保管する場合は、廃棄物処理法施行規則第8条第1項に基づき、縦横それぞれ60cm以上の掲示板に保管する産業廃棄物の種類、数量、管理者氏名と連絡先、屋外において容器を用いずに保管する場合は最大保管高さを記載し設置すること。

よるものとする。なお、設計図書に示されていない場合は、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事については、監督員と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事については、監督員の承諾を得なければならない。

2 マニフェスト

請負人は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。なお、原則として工事完成検査時には、中間処分終了(D票)まで確認することとし、最終処分終了(E票)については、後日確認するものとする。

3 遵守事項

請負人は、建設副産物の処理については、関係法令その他の諸規定を守って処理するものとし、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為をしてはならない。

4 法令遵守

請負人は、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省)、「再生資源の利用の促進について」(国土交通省)及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国土交通省)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

5 コブリス・プラス

請負人は、建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート、土砂、砕石等)を工事現場に搬入する、もしくは建設副産物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥、金属くず、建設混合廃棄物、建設発生土等)を工事現場から搬出する、請負金額100万円以上(税込)の工事について、施工計画作成時及び工事完了時に、必要な情報

をコブリス・プラスに入力するものとする。

6 再生資源利用計画

請負人は、建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート、土砂、砕石等）を工事現場に搬入する請負金額100万円以上（税込）の工事について、コブリス・プラスを利用して再生資源利用計画を作成し、登録済確認書とともに工事着手前に施工計画書に含め提出すること。また、計画を工事現場の見やすい場所に掲げる等により公衆の閲覧に供すること。

7 再生資源利用促進計画

請負人は、建設副産物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥、金属くず、建設混合廃棄物、建設発生土等）を工事現場から搬出する請負金額100万円以上（税込）の工事について、コブリス・プラスを利用して再生資源利用促進計画を作成し、登録済確認書とともに工事着手前に施工計画書に含め提出すること。また、計画を工事現場の見やすい場所に掲げる等により公衆の閲覧に供すること。

8 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

請負人は、地山500m³以上の建設発生土を工事現場から搬出する工事について、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況を確認しなければならない。また、建設発生土を工事現場から搬出する請負金額100万円以上（税込）の工事について、土砂の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることを確認しなければならない。さらに、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場の見やすい場所に掲げる等により公衆の閲覧に供すること。

9 実績書の提出

	請負人は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した工事が完成した際には、コブリス・プラスを利用して再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、登録済確認書とともに工事完成図書に含めて提出すること。 10 廃棄物処理委託先の確認 請負人は、廃棄物処理委託先の確認については、次によらなければならない。 (1) 廃棄物の処理の委託については、委託先の廃棄物処理業の許可の種類及び取扱廃棄物の種類が適正であることを許可証により確認すること。ただし、設計図書で指定されている場合 は除く。 (2) 委託先の使用する施設、運搬車両等について確認すること。 11 建設副産物の分別管理 請負人は、建設副産物を種類別及び性状別に分けて管理しなければならない。 12 運搬 請負人は、建設副産物の運搬については、その性状に応じた運搬容器により運搬するものとし、運搬車両等は、建設副産物の飛散及び流出並びに悪臭漏れのしないものを使用しなければならない。 13 仮置き 請負人は、建設副産物の仮置きについては、次によらなければならない。 (1) 建設副産物を仮置きする場合は、周辺への飛散及び流出、地下への浸透、悪臭の発散並びに害虫の発生を防止する措置を講じること。 (2) 建設発生土、建設廃材等を積み上げて仮置きする場合は、崩落等の防止を図り、危険のないようにすること。 (3) 産業廃棄物を工事場所で保管する場合は、廃棄物処理法施行規則第8条第1項に基づ
--	--

	き、縦横それぞれ60cm以上の掲示板に保管する産業廃棄物の種類、数量、管理者氏名と連絡先、屋外において容器を用いずに保管する場合は最大保管高さを記載し設置すること。 (4) 産業廃棄物を次にあげる全ての要件を満たして仮置きする場合には、その旨を都道府県知事（政令で定める市にあっては、市長）に届け出ること。 ① 産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物を保管する場合 ② 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合 ③ 保管の用に供される場所の面積が 300㎡以上の場合 14 指定処分 請負人は、建設副産物の処分について、設計図書で処分先を示されているものは、次によらなければならない。 (1) 処分を開始する前に処分先の規定により所定の手続を行うこと。 (2) 処分については、処分先の管理者の指示に従うこと。 (3) 建設発生土搬入整理券により建設発生土を処分した場合は、その半券（搬入証明）を監督員又は検査員から求められた際には、提示できるよう常に整理保管すること。また、その他の手続により建設副産物を処分した場合は、搬入量を証明する伝票等を監督員又は検査員から求められた際には、提示できるよう常に整理保管すること。 (4) 建設発生土搬入整理券により建設発生土を処分した場合は、余剰整理券を返還するものとし、他の工事に使用したり、他人に譲渡しないこと。 15 確認処分 請負人は、建設副産物の処分先について、設計図書で示されていない場合は、次によらなければならない。
--	--

	(1) 建設副産物確認処分届を監督員に提出し、確認を得て処分すること。 (2) 前号の届出にあたり、関係法令等に係る許可書等の写しを届出書に添付すること (3) 埋立処分を行う場合は、建設副産物の飛散、流出の防止、悪臭の発散防止、害虫の発生防止及び浸出水による地下水及び公共用水域の汚染防止等のために必要な措置を講じ、生活環境に支障が生ずることのないようにすること。 16 処理状況の確認 請負人は、建設副産物の運搬、仮置き及び処理については、建設副産物の搬入整理券、搬入証明書等により、その状況を把握するとともに記録を保存しなければならない。また、その状況写真を撮影し、工事写真として整理しなければならない。 17 産業廃棄物排出事業所届 請負人は、工作物の新築、改築又は除去に伴い、特別管理産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物（石綿を含有する建設資材の使用面積の合計が 1,000㎡以上である工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）を排出する場合は、産業廃棄物排出事業所届出書及び産業廃棄物排出状況報告書を市長に届け出し、その写しを監督員に提出しなければならない。 18 土砂の適正処理 請負人は、土砂の搬出、搬入、埋立て等については、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」(神奈川県)により処理しなければならない。
1-19 工事材料の品質 1 契約約款第14条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。 2 請負人は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負人の責任と費用負担において整	1-1-21 工事材料の品質 1 中等の品質 契約約款第14条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。 2 品質証明

備、保管し、監督員から請求のあった場合は遅滞なく提出するとともに検査時に提出しなければならない。

又、設計図書において事前に監督員の検査(確認を含む)を受けるものと指示された材料の使用に当たってはその外観及び品質証明等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査(確認を含む)を受けなければならない。

1-20 検査員等監督員による検査(確認を含む)及び立会等

1 請負人は、設計図書に従って工事の施工について監督員の立会を求める場合は、あらかじめその内容、日時等について監督員と協議しなければならない。

2 監督員の立会

監督員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じて資料の提出を請求できるものとし、請負人はこれに協力しなければならない。

3 検査員等による検査(確認を含む)及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、請負人の負担とする。

なお、検査員等が製作工場において検査(確認を含む)及び立会を行う場合、請負人は必要な設備等の備わった執務室を無償で提供するとともに、光熱費を負担しなければならない。

4 検査員等による検査(確認を含む)及び立会の時間は発注者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると検査員等が認めた場合はこの限りではない。

5 請負人は、契約約款第10条第2項第3号、第14条第2項又は第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき検査員等の立会を受け、材料

請負人は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負人の責任と費用負担において整備、保管し、監督員から請求のあった場合は遅滞なく提出するとともに検査時に提出しなければならない。

又、設計図書において事前に監督員の検査(確認を含む)を受けるものと指示された材料の使用に当たってはその外観及び品質証明等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査(確認を含む)を受けなければならない。

1-1-22 監督員による確認及び立会等

1 立会の依頼

請負人は、設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ監督員に連絡しなければならない。

2 監督員の立会

監督員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、請負人はこれに協力しなければならない。

3 確認及び立会の準備等

請負人は、監督員による確認及び立会等に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備を行わなければならない。

なお、監督員が製作工場において確認を行う場合、請負人は監督業務に必要な環境を提供しなければならない。

4 確認及び立会の時間

監督員による確認及び立会等の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りではない。

5 遵守義務

請負人は、契約約款第10条第2項第3号、第14条第2項又は第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料

検査(確認を含む)に合格した場合であっても、契約約款第18条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

6 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

(1) 請負人は、機械設備工事必携 工事管理記録(日本下水道事業団)及び電気設備工事一般仕様書・同標準図(日本下水道事業団)に定められた工種監督員の定めた工種の施工段階においては段階確認を受けなければならない。

(2) 請負人は、事前に段階確認に係る報告(工種、予定時期、確認する事項等)を行わなければならない。

(3) 段階確認は請負人が臨場するものとし、確認した箇所に係る発注者が押印した書面を請負人で保管し、検査時に提出しなければならない。

(4) 請負人は、監督員に、完成時に不可視になる工事部分の調査ができるよう十分な機会提供をするものとする。

7 監督員は設計図書に定められた一工程の施工確認において、**実地確認を書類による確認**とすることができる。この場合において、請負人の**費用負担**で施工管理記録、写真等の資料を**整備し、監督員にこれらを提出**しなければならない。

1-21 工事完成検査

1 請負人は、契約約款第32条の規定に基づき**工事・指定部分に係る工事完成通知書(以下「完成通知書」という。)**を監督員に提出しなければならない。

2 請負人は、**完成通知書を監督員に提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 設計図書(追加、変更指示含む)に示されるすべての工事が完成していること。

の確認を受けた場合であっても、契約約款第18条及び第32条に規定する義務を免れない。

6 段階確認

請負人は、段階確認については、次の各号に基づいて行わなければならない。

(1) 機械設備工事必携 工事管理記録(日本下水道事業団)及び電気設備工事一般仕様書・同標準図(日本下水道事業団)に定められた工種**において、段階確認を受けること。また、監督員の定めた工種の施工段階において、段階確認を受けること。**

(2) 事前に段階確認に係る報告(工種、予定時期、確認する事項等)を**監督員に提出すること。**

(3) 段階確認に臨場し、**監督員の確認を受けた書面を工事完成時まで**に監督員へ提出すること。

(4) 監督員に完成時不可視になる**施工箇所**の調査ができるよう十分な機会を提供すること。

7 段階確認の臨場

監督員は、設計図書に定められた一工程の施工確認において**臨場を机上**とすることができる。この場合において、請負人は、**監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受け**なければならない。

1-1-23 工事完成検査

1 工事完成届出書の提出

請負人は、契約約款第32条の規定に基づき、**工事完成届出書**を監督員に提出しなければならない。

2 工事完成検査の要件

請負人は、**工事完成届出書**を提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 設計図書(追加、変更指示**も**含む。)に示さ

(2) 契約約款第18条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。 (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、検査試験成績書、施工図及び施工管理記録等の資料の整備がすべて完了していること。 (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。 3 監督員は、工事検査に先立って請負人に対して検査日を口頭通知するものとする。 4 検査員は、監督員及び請負人の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と比較し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 5 発注者は、手直しの必要があると認めた場合には、請負人に対して期限を定めて手直しの指示を行うことができるものとする。 6 請負人は、当該工事検査に当たっては「1-20 検査員等による検査(確認を含む)及び立会等」第3項の規定を準用する。 7 請負人は、あらかじめ社内検査を行い、監督員に状況を報告する。 1-22 部分検査等 1 請負人は、契約約款第38条第1項の部分払の請求を行った場合、又は契約約款第39条の指定部分に係る工事の完成の通知を行った場合は、	れるすべての工事が完成していること。 (2) 契約約款第18条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。 (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、検査試験成績書、施工図及び施工管理記録等の資料の整備がすべて完了していること。 (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。 3 検査日の通知 監督員は、工事検査に先立って、請負人に対して検査日を通知するものとする。 4 検査内容 検査員は、監督員及び請負人の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等 5 手直しの指示 検査員は、手直しの必要があると認めた場合、請負人に対して期限を定めて手直しの指示を行うことができる。 6 適用規定 請負人は、当該工事検査については「1-1-22 監督員による確認及び立会等」第3項の規定を準用するものとする。 7 社内検査 請負人は、あらかじめ社内検査を行い、監督員に状況を報告するものとする。 1-1-24 部分検査等 1 一般事項 請負人は、契約約款第38条第3項の部分払の請求を行った場合、又は契約約款第39条の指定
--	--

出来形部分に係る検査又は指定部分に係る検査を受けなければならない。 2 請負人は、契約約款第38条第3項に基づく部分払の請求を行うときは工事出来形部分確認・検査請求書を監督員に提出し、確認・検査を受けなければならない。 3 請負人は、検査員の指示による手直しについては契約約款第38条第5項の規定に従うものとする。 4 請負人は、当該工事検査に当たっては「1-20 検査員等による検査（確認を含む）及び立会等」第3項の規定を準用するものとする。 5 請負人は、あらかじめ社内検査を行い、監督員に状況を報告するものとする。 6 請負人は、当該工事検査に当たって「2-3-3 完成検査」、「2-3-4 出来形部分検査」、「3-5-4 完成検査」及び「3-5-5 出来形部分検査」の規定により検査を受けるものとする。 1-23 引渡し前の使用	部分に係る工事の完成の通知を行った場合は、出来形部分に係る検査を受けなければならない。 2 部分払いの請求 請負人は、契約約款第38条に基づく部分払の請求を行うときは工事出来形部分確認・検査請求書を監督員に提出し、確認・検査を受けなければならない。 3 検査内容 検査員は、監督員及び請負人の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等 4 手直し 請負人は、検査員の指示による手直しについては、前条第5項の規定に従わなければならない。 5 適用規定 請負人は、当該出来形部分検査については「1-1-22 監督員による確認及び立会等」第3項の規定を準用するものとする。 6 検査日の通知 監督員は、出来形部分検査に先立って、請負人に対して検査日を通知するものとする。 7 社内検査 請負人は、あらかじめ社内検査を行い、監督員に状況を報告するものとする。 8 中間前払金の請求 請負人は、出来形部分検査後に契約約款第35条第3項に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に工事履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。 1-1-25 引渡し前の使用
---	---

- 1 請負人は、発注者が契約約款第34条の規定に基づく当該工事に係る目的物の全部又は一部の使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-24 施工管理

- 1 請負人は、施工計画書に示される作業手順にしたがって施工し、施工管理を行わなければならない。
- 2 請負人は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において施工管理体制を確立しなければならない。
- 3 請負人は、自らの責任において、機械設備工事必携（日本下水道事業団）及び電気設備工事必携（日本下水道事業団）に準拠して施工管理を行い、その記録及び関係書類を遅滞なく作成、保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1 一般事項

発注者は、請負人の同意を得て当該工事に係る目的物の全部又は一部の使用を行うことができる。

2 監督員による検査

請負人は、発注者が契約約款第34条の規定に基づく当該工事に係る目的物の全部又は一部の使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けなければならない。

1-1-26 施工管理

1 一般事項

請負人は、工事の施工にあたって、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理を行わなければならない。

2 整理整頓

請負人は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

3 周辺への影響防止

請負人は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が請負人の過失によるものと認められる場合、請負人自らの負担で原形に復元しなければならない

4 労働環境の改善

請負人は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければ

1-25 履行報告	ばならない。また、請負人は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。 5 発見・拾得物の処置 請負人は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。 6 記録及び関係書類 請負人は、自らの責任において、機械設備工事必携（日本下水道事業団）及び電気設備工事必携（日本下水道事業団）に準拠して施工管理を行い、その記録及び関係書類を遅滞なく作成、保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 7 工事情報共有化 請負人は、監督員及び請負人の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は請負人が行うものとする。 8 不具合等発生時の措置 請負人は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。 1-1-27 履行報告
------------------	--

請負人は、契約約款第12条の規定に基づき、履行状況を監督員に報告するものとする。

1-26 使用人等の管理

- 1 請負人は、使用人等（下請負人又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものを含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 請負人は、「使用人等」に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるよう管理及び監督しなければならない。

1-27 工事中の安全確保

- 1 請負人は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
- 2 請負人は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼす等の施工をしてはならない。
- 3 請負人は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 4 工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には請負人はこれに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、請負人は、より条件に合った機械がある場合には監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 5 請負人は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

請負人は、契約約款第12条の規定に基づき、履行状況を監督員に報告するものとする。

1-1-28 使用人の管理

1 適正な労働条件の確保

請負人は、下請負人、労働者等の使用人の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2 指導及び教育

請負人は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地元住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるよう管理及び監督しなければならない。

1-1-29 工事中の安全確保

1 安全指針等の遵守

請負人は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負人を拘束するものではない。

2 建設工事公衆災害防止対策要綱

請負人は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3 請負人は、工事中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

4 使用する建設機械

請負人は、工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合っ

6 請負人は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。 7 請負人は、酸欠等の恐れのある既設人孔、その他の地下構造物に出入する場合、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を事前に調査し、事故の防止対策を講じなければならない。 8 請負人は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲い、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。 9 請負人は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行って安全を確保しなければならない。 10 請負人は、請負人の負担と責任において現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行って快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーションに努めるものとする。 11 請負人は、本工事の施工に際して現場状況に即した安全・訓練等を実施しなければならない。 (1) 工事着手後、原則としてひと月当たり半日以上時間を割り当て、下記の項目から選択し定期的に作業員全員参加による安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 ア 安全活動のビデオ等、視覚教材による安全教育 イ 本工事内容等の周知徹底 ウ 土木工事安全施工技術指針の周知徹底 エ 本工事現場で予想される災害対策訓練 オ 本工事現場で予想される事故対策 カ その他、安全・訓練等として必要な事項 (2) 請負人は、施工計画書の中に工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を記述するかあるいは別途作成し監督員に提出しなければならない。	た機種がある場合には監督員の承諾を得て、それを使用することができる。 5 周辺への支障防止 請負人は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 6 防災体制 請負人は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。 7 酸欠等の事前調査 請負人は、酸欠等の恐れのある既設人孔、その他の地下構造物に出入する場合、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を事前に調査し、事故の防止対策を講じなければならない。 8 第三者の立入り禁止措置 請負人は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲い、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。 9 安全巡視 請負人は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。 10 現場環境改善 請負人は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めなければならない。 11 定期安全研修・訓練等 請負人は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
---	--

(3) 請負人は、安全に関する研修・訓練等の実施状況をビデオ等又は報告に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示とともに、検査時に提出しなければならない。

12 請負人は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関及び関係者と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

13 請負人は、工事現場が隣接又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

14 監督員が、労働安全衛生法（厚生労働省）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき請負人を指名した場合には、請負人はこれに従うものとする。

15 請負人は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

16 請負人は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

17 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。

18 請負人は、工事施工箇所に地下埋設物等の

い。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

(1) 安全活動のビデオ等、視覚教材による安全教育

(2) 当該工事内容の周知徹底

(3) 「国土交通省 土木工事安全施工技術指針」等の周知徹底

(4) 当該工事における災害対策訓練

(5) 本当該工事現場で予想される事故対策

(6) その他、安全・訓練等として必要な事項

12 施行計画書

請負人は、安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施行計画書に記載しなければならない。

13 安全教育・訓練等の記録

請負人は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

14 関係機関との連絡

請負人は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

15 工事関係者の連絡会議

請負人は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。

16 安全衛生協議会の設置

監督員が、「労働安全衛生法」第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、請負人を指名した場合には、請負人はこれに従わなければならない。

存在が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

19 請負人は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は監督員に報告し、その処置については占有者等の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

20 請負人は、地下埋設物物件等に損害を与えた場合は直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

21 請負人は、災害の発生が予想される場合に関し、以下のことを実施しなければならない。

(1) 浸水等の発生が予想される工事現場では、梅雨、台風等の時期以前に災害発生等緊急時に必要な措置に対する準備を行い、監督員にその内容を提出すること。

(2) 気象情報として各種警報が発令された場合、災害発生の有無を速やかに監督員に報告すること。

(3) 気象情報として各種注意報が発生された場合、巡視等により災害を未然に防ぐための点検を実施すること。

(4) 工事箇所と同一の県内において震度4以上の地震が発生した場合、災害発生の有無を速やかに監督員に報告すること。

1-28 爆発及び火災の防止

1 請負人は、爆発物等の危険物を備蓄し使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い爆発等の防止の措置を講じなければならない。

2 請負人は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出しなければならない。

3 請負人は、伐開除根、掘削等により発生した

17 安全優先

請負人は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、「労働安全衛生法」等の関係法令に基づく措置を常に講じなければならない。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

18 災害発生時の応急処理

請負人は、災害が発生した場合においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

19 地下埋設物等の調査

請負人は、工事箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

20 不明の地下埋設物等の処置

請負人は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

21 地下埋設物物件等損害時の措置

請負人は、地下埋設物物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。

1-1-30 爆発及び火災の防止

1 火薬類の使用

請負人は、火薬類の使用については、次の規定によらなければならない。

(1) 請負人は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、「火薬類取締法」等関係法令を遵守すること。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督員

雑木、草等を野焼きせずに産業廃棄物として適正に処理すること。

- 4 請負人は、使用人等の喫煙の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 5 請負人は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

1-29 後片付け

請負人は、工事の全部又は一部の完成に際して、その責任と費用負担において一切の請負人の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。又、工事検査に必要な足場、はしご等は監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。なお、このための費用は請負人の負担とする。

1-30 事故報告

請負人は、工事の施工中に事故が発生した場

の請求があった場合には、直ちに從事する火薬 類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示すること。

- (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保すること。

2 火気の使用

請負人は、火気の使用については、次の規定によらなければならない。

- (1) 請負人は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載すること。
- (2) 請負人は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止すること。
- (3) 請負人は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めること。
- (4) 伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-31 後片付け

請負人は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負人の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にしなければならない。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去しなければならない。

1-1-32 事故報告書

請負人は、工事の施工中に事故が発生した場

合には直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を速やかに監督員に提出しなければならない。

1-31 環境対策

- 1 請負人は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（国土交通省）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

なお、横浜市は低公害型の建設機械、運搬・輸送車両の使用を推進している。

- 2 請負人は、環境への影響が予知され又は発生した場合は直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、請負人は「1-35官公庁への手続き等」第5項及び第7項の規定に従い対応しなければならない。
- 3 監督員は、工事の施工に伴い、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負人が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を求めることができる。この場合において請負人は必要な資料を提出しなければならない。

合は、直ちに、応急措置を行うとともに、その状況を監督員に連絡し、工事事故報告書を提出しなければならない。なお、報告書の作成にあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、本人の同意を得た上で記載しなければならない。また、報告書は紛失、盗難等のないよう適切に保管しなければならない。

1-1-33 環境対策

1 環境保全

請負人は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（国土交通省）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2 苦情対応

請負人は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対して、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

3 注意義務

請負人は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合に、請負人が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

4 低騒音型・低振動型建設機械

請負人は、「建設工事に伴う騒音振動対策指針」（国土交通省）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に

1-32 文化財の保護 1 請負人は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときには直ちに工事を中止して監督員に報告し、その指示に従わなければならない。 2 請負人が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。 1-33 交通安全管理 1 請負人は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用するときには、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのない	関する規定」(国土交通省)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。 5 ディーゼル車の使用 請負人は、ディーゼル車の使用にあたっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、粒子状物質の排出基準を満たす適合車を使用しなければならない。 6 特定調達品目 請負人は、設計図書において、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」の(別記)「特定調達物品等」を使用することと指定された品目(資材、建設機械、工法及び目的物)がある場合は、その判断基準を満たすものを使用しなければならない。 1-1-34 文化財の保護 1 一般事項 請負人は、工事にあたっては、文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときには直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。 2 文化財等発見時の処置 請負人は、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。 1-1-35 交通安全管理 1 一般事項 請負人は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用ときは、積載物の落下等によ
---	--

ようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は契約約款第29条によって措置するものとする。

2 請負人は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械等の輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3 請負人は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は設計図書の定めに従い、工事用道路の新設、改良、維持管理及び補修を行うものとする。

4 請負人は、指定された工事用道路の使用開始前に当該工事の新設、改良、維持、管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、請負人は関係機関に所定の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き標識の設置その他の必要な措置を自らの費用負担で行わなければならない。

5 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負人の責任において使用するものとする。

6 請負人は、他の請負人と工事用道路を共用する場合においては関連する請負人と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

7 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。請負人は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

り、路面を損傷し又は汚損することのないようにするとともに、特に、第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第29条によって処置しなければならない。

2 施行計画書

請負人は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、請負人は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

3 輸送災害の防止

請負人は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

4 交通安全法令の遵守

請負人は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路工事及び占用工事の実施要領」（横浜市）及び「道路工事現場における保安施設の設置基準」（横浜市）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、道路管理者が発注する工事を除き、所轄警察署に道路使用許可申請書を提出し、許可を得なければならない。

5 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負人の責任において使用するものとする。

6 工事用道路共用時の処置

請負人は、特記仕様書に他の請負人と工事用

8 工事の性質上、請負人が水上輸送によることを必要とする場合、本条の「道路」は水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとし、それに従って運用されるものとする。

道路を共用する定めがある場合は、その定めに従うとともに、関連する請負人と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用しなければならない。

7 工事用道路の維持管理

請負人は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする

8 公共交通の確保

請負人は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

9 水上輸送

工事の性質上、請負人が水上輸送によることを必要とする場合、本条の「道路」は水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとする。

10 作業区域の標示等

請負人は、工事の施工については、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

11 通行許可

請負人は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令第22条における制限を超えて建設機械、資材等

1-34 諸法令及び諸法規の遵守 1 請負人は、当該工事に関する諸法令を遵守し工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負人の責任と費用負担において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1) 水道法 (2) 建設業法 (3) 下請代金支払遅延等防止法 (4) 労働基準法 (5) 労働安全衛生法 (6) 作業環境測定法 (7) じん肺法 (8) 雇用保険法 (9) 労働者災害補償保険法 (10) 健康保険法 (11) 中小企業退職金共済法 (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (13) 出入国管理及び難民認定法 (14) 道路法 (15) 道路交通法	を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。 1-1-36 施設管理 請負人は、工事現場における支障となる物件又は部分使用施設(契約約款第34条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約約款第10条の規定に基づき処理されるものとする 1-1-37 諸法令及び諸法規の遵守 1 諸法規の遵守 請負人は、当該工事に関する諸法令を遵守し工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負人の責任と費用負担において行わなければならない。 なお、主な諸法令及び諸法規は、次の各号に示すとおりである。 (1) 水道法 (2) 建設業法 (3) 下請代金支払遅延等防止法 (4) 労働基準法 (5) 労働安全衛生法 (6) 作業環境測定法 (7) じん肺法 (8) 雇用保険法 (9) 労働者災害補償保険法 (10) 健康保険法 (11) 中小企業退職金共済法 (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (13) 出入国管理及び難民認定法
---	--

(16) 道路運送法 (17) 道路運送車両法 (18) 河川法 (19) 下水道法 (20) 航空法 (21) 軌道法 (22) 環境基本法 (23) 火薬類取締法 (24) 大気汚染防止法 (25) 騒音規制法 (26) 水質汚濁防止法 (27) 振動規制法 (28) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (29) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (30) 文化財保護法 (31) 電気事業法 (32) 消防法 (33) 建築基準法 (34) 計量法 (35) 製造物責任法 (36) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (37) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (38) ガス事業法 (39) 悪臭防止法 (40) 電気用品安全法 (41) 電気工事士法 (42) 電気通信事業法 (43) 有線電気通信法 (44) 電波法 (45) 高圧ガス保安法 (46) 会計法 2 請負人は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不 適当であったり矛盾していることが判明した 場合には直ちに書面にて監督員に報告し、確認	(14) 道路法 (15) 道路交通法 (16) 道路運送法 (17) 道路運送車両法 (18) 河川法 (19) 下水道法 (20) 航空法 (21) 軌道法 (22) 環境基本法 (23) 火薬類取締法 (24) 大気汚染防止法 (25) 騒音規制法 (26) 水質汚濁防止法 (27) 振動規制法 (28) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (29) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (30) 文化財保護法 (31) 電気事業法 (32) 消防法 (33) 建築基準法 (34) 計量法 (35) 製造物責任法 (36) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に 関する法律 (37) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律 (38) ガス事業法 (39) 悪臭防止法 (40) 電気用品安全法 (41) 電気工事士法 (42) 電気通信事業法 (43) 有線電気通信法 (44) 電波法 (45) 高圧ガス保安法 (46) 会計法 2 法令違反の処置 請負人は、諸法令及び諸法規を遵守し、これ
---	---

を求めなければならない。

1-35 官公庁への手続き等

- 1 請負人は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 請負人は、工事施工に当たり、請負人の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を請負人の責任と費用負担において法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は監督員の指示を受けなければならない。なお、主な関係官公庁は以下に示すとおりである。
 - (1) 経済産業省関東東北産業保安監督部（自家用電気設備、ばい煙発生施設）
 - (2) 各労働基準監督署（圧力容器、クレーン設備、労働安全衛生法第88条第1項の届出が必要な機械等（労働安全衛生規則別表第7））
 - (3) 総務省関東総合通信局（無線設備）
 - (4) 神奈川県安全防災局（高圧ガス設備）
 - (5) 横浜市消防局（消防、変圧器、蓄電池等設備、自家発電設備、少量危険物、指定可燃物）
 - (6) 横浜市みどり環境局（送風機、圧縮機等設備）
 - (7) 横浜市資源循環局（特別管理産業廃棄物）
 - (8) 電気事業者（電気設備）
 - (9) 電気通信事業者（通信設備）
 - (10) その他関係官公庁等

3 請負人は、前項に規定する届出等の実施に当

に違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3 不適当な契約図書の処置

請負人は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令及び諸法規に照らし不适当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員と協議しなければならない。

1-1-38 官公庁への手続き等

1 一般事項

請負人は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2 関係機関への届出

請負人は、工事施工において、請負人の行うべき関係官公庁及びその他関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は監督員の指示を受けなければならない。また、届出等の実施にあたっては、その内容を事前に監督員に報告しなければならない。なお、主な関係官公庁は以下に示すとおりである。

- (1) 経済産業省関東東北産業保安監督部（自家用電気設備、ばい煙発生施設）
- (2) 各労働基準監督署（圧力容器、クレーン設備、労働安全衛生法第88条第1項の届出が必要な機械等（労働安全衛生規則別表第7））
- (3) 総務省関東総合通信局（無線設備）
- (4) 神奈川県安全防災局（高圧ガス設備）
- (5) 横浜市消防局（消防、変圧器、蓄電池等設備、自家発電設備、少量危険物、指定可燃物）
- (6) 横浜市みどり環境局（送風機、圧縮機等設備）
- (7) 横浜市資源循環局（特別管理産業廃棄物）
- (8) 電気事業者（電気設備）

たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。

- 4 請負人は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 5 請負人は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
- 6 請負人は、関係官公庁、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、請負人の行うべきものについて自らの責任において行うものとする。請負人は交渉に先立ち、監督員に事前報告のうえ、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 7 請負人は、前項までの交渉等の内容は後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-36 施工時期及び施工時間の変更

- 1 請負人は、土休日及び年末年始を除く平日の8：30から17：15の間に施工するものとする。なお、その時間を変更する必要がある場合は、

- (9) 電気通信事業者（通信設備）
- (10) その他関係官公庁等

3 諸手続きの提示、提出

請負人は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

- 4 許可承諾条件の遵守 請負人は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負人は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

5 コミュニケーション

請負人は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6 苦情対応

請負人は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負人が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

7 交渉時の注意

請負人は、関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。請負人は交渉に先立ち、監督員に連絡のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8 交渉内容明確化

請負人は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

1-1-39 施工時期及び施工時間の変更

1 施工時間の変更

請負人は、土休日及び年末年始を除く平日の8：30から17：15の間に施工するものとする。

あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

- 2 請負人は、土休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に施工内容を付した書面を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

1-37 提出書類

請負人は、提出書類を別表（提出書類一覧表）に基づいて作成し、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは監督員の指示する様式によらなければならない。

1-38 不可抗力による損害

- 1 請負人は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該工事が契約約款第30条に規定の適用を受けると思われる場合には遅滞なく損害状況通知書により監督員に報告するものとする。
- 2 契約約款第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 降雨に起因する場合、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量）が80mm以上。
 - イ 1時間雨量（任意の60分における雨量）が20mm以上。
 - (2) 強風に起因する場合、最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合。
 - (3) 地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。
- 3 契約約款第30条第2項に規定する「乙が善良

なお、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

2 休日又は夜間の作業

請負人は、休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に施工内容を付した書面を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

1-1-40 提出書類

請負人は、提出書類を別表（提出書類一覧表）に基づいて作成し、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは監督員の指示する様式によらなければならない。

1-1-41 不可抗力による損害

1 工事災害の報告

請負人は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害について監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

2 天災等の基準

契約約款第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 降雨に起因する場合、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量）が80mm以上。
 - イ 1時間雨量（任意の60分における雨量）が20mm以上。
- (2) 強風に起因する場合、最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合。
- (3) 地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って他の一般物件にも被害を及ぼ

な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、「1-26 使用人等の管理」及び契約約款第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負人の責によるものとされるものをいう。

1-39 特許権等

- 1 請負人は、業務の遂行により発明又は考案したときは書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。又、出願及び権利の帰属等については発注者と協議するものとする。
- 2 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-40 保険の付保、事故の補償及び揭示

- 1 請負人は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の使用実態に応じて雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

したと認められる場合。

3 その他

契約約款第30条第3項に規定する「請負人が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、1-1-28 使用人の管理及び契約約款第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負人の責によるものとされるものをいう。

1-1-42 特許権等

1 一般事項

請負人は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約約款第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

2 保全措置

請負人は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するための措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-1-43 保険の付保及び事故の補償

1 保険加入の義務

請負人は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険法」及び「厚生年金保険法」等の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入

- 2 請負人は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 請負人は、建設業退職金共済制度に加入すること。
- 4 請負人は、工事現場の見やすいところに次の標識等を掲示しなければならない。
 - (1) 建設業許可標識
 - (2) 建設業退職金共済制度に関する標識等
 - (3) 労災保険に関する標識等

1-41 火災保険等

請負人が付する火災保険等は次のとおりとする。

- (1) 保険の種類は「普通火災保険」又は「建設工事保険」とする。
- (2) 保険期間は、原則として工事現場着手日から工事目的物引渡し日までとする。
- (3) 保険の目的物は工事目的物とする。
- (4) 保険金額は請負金額とする。
- (5) 被保険者

ア 普通火災保険は、原則として横浜市水道事業管理者とする。

イ 建設工事保険は工事請負人とする。ただし、火災による損害補填分については、原則として横浜市水道事業管理者を受取人とする特約を付すること。

- (6) 保険契約を締結したときは直ちにその証券又はこれに代わるものを監督員に提出すること。ただし、部分払するものについては次によることができる。

ア 普通火災保険は、契約約款第47条第2項の規定にかかわらず第1回部分払の請求時に保険証券を提出する。

イ 建設工事保険は第1回部分払の請求時に保険証券の写し及び特約の写しを提出する。

しなければならない。

2 法定外の労災保険の付保

請負人は、法定外の労災保険に付さなければならない。

3 補償

請負人は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

4 建設業退職金共済制度の推進について

請負人は、原則として、下請業者（2次下請以下も含む。）等も含めて建設業退職金共済制度に加入するとともに共済証書の購入状況等について報告すること。

また、本制度に加入している場合には、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を工事現場の見やすい箇所に必ず掲示すること。なお、手続きの詳細については「建設業退職金制度の推進について（依頼）」に従うこと。

1-1-44 臨機の措置

1 一般事項

請負人は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負人は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

2 天災等

監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負人に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-42 標示板 請負人は、工事現場の一般通行人に見やすい場所に、工事名、工期、事業主体名、発注者名（電話）、工事請負人名、同現場責任者名（電話）を記載した工事標示板を設置しなければならない。 1-43 案内標示板 省略 1-44 施設の保全 省略 1-45 資格を必要とする作業 省略 1-46 工事用電力及び水道 省略 1-47 工事対象物の保管責任 省略 1-48 更新工事等における建設副産物の取扱い 省略	1-1-45 標示板 請負人は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び請負人名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 1-1-46 案内標示板 省略 1-1-47 施設の保全 省略 1-1-48 資格を必要とする作業 省略 1-1-49 工事用電力及び水道 省略 1-1-50 工事対象物の保管責任 省略 1-1-51 更新工事等における建設副産物の取扱い 省略 1-1-52 石綿使用の有無 1 一般事項 大気汚染防止法において、建築物その他の工作物の解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、請負人による石綿含有の有無に関する事前調査が、原則すべての工事に義務付けられている。 2 事前調査 事前調査は、書面調査（発注者が所有する完
---	--

	成図書等や発注者へのヒアリング等) と現地での目視調査（型式・型番等の製品情報を確認する）を行い、石綿含有の有無を判断する。ただし、平成 18 年 9 月 1 日以降は石綿の新たな使用が禁止されている ことから、当該工事が書面調査によりこのことが明らかになった場合は、その後の書面による調査及び目視による調査は要しない。石綿含有の有無が判断出来なかった場合は、発注者・請負人協議の上、試料を採取し分析調査を行うこと。また、分析を行わず石綿含有を「みなし」とすることもできる。 3 調査結果 ア 発注者への報告 請負人は、事前調査結果等を発注者に書面で説明し、書面の写しを工事が完成した日から 3 年間保存すること。 イ 自治体等への報告 請負人は、事前調査結果を「石綿事前調査報告システム」により、工事場所を所管する自治体及び労働基準監督署に報告すること。 ウ 掲示・記録 請負人は、事前調査結果を公衆及び作業に従事する者が見やすい場所に掲示する必要がある。なお、事前調査結果の掲示板は、横浜市みどり環境局HPに掲載されている『建築物等の解体等の作業に関するお知らせについて』掲示様式、または、石綿事前調査結果報告システムで報告後にダウンロードしたものを使用すること。 1-1-53 個人情報の保護 請負人は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守しなければならない。
--	---

改訂前（旧）

別表 提出書類一覧表

	書 類 名	適 用 規 程 等	摘 要
着 工 前 に 提 出 す る 書 類	1 説明書	建設リサイクル法 第12条第1項	建設リサイクル法第9条第1項に該当する 建設工事の場合
	2 工事着手届出書	契約約款第3条	着手にあたり提出
	3 請負代金内訳書	契約約款第4条第1項	契約締結後5日以内（休日を除く） 当局が必要を認めないものは省略可
	4 工程表	契約約款第4条第1項	契約締結後5日以内（休日を除く） 当局が必要を認めないものは省略可
	5 コリンズ登録受領書		契約締結後10日以内（休日を除く）
	6 施工体制台帳	建設業法第24条の7 建設業法施行規則 第14条の2 適正化法第13条	下請契約締結時及び下請契約変更時、写し を提出
	7 建設業退職金共済制度掛金 充当状況等報告書	建設業退職金共済制度	契約締結後2箇月以内
	8 現場代理人・主任技術者・ 監理技術者・選定通知書	契約約款第11条第1項	着手にあたり提出
	9 専門技術者選定通知書	契約約款第11条第5項	専門技術者を配置するとき
	10 工事安全管理計画書	横浜市水道局 工事安全管理規程第4条	安全管理指定工事の場合、着工前
	11 施工計画書		着工14日前まで
	12 実施工程表		着工前
	13 配管工選定通知書		着工前
	14 各種有資格者届出書		溶接、測量、給排水、運転等資格者及び掘 削、土留等安全衛生規則に定める資格者等 工事に関するもの
	15 現場組織表		残土処分、山砂運搬責任者等を含む
	16 安全管理組織表		
	17 道路使用許可証（写）	道路交通法	
	18 道路工事・占用届出書	横浜市火災予防条例	
	19 土砂・資材運搬計画書		工事担当係長が指定したもの
	20 建設副産物処理計画書		
	21 特定建設作業実施届出書		騒音規制法・振動規制法に規定する特定建 設作業に該当するもの
	22 産業廃棄物排出事業所届出 書	横浜市廃棄物等の減量 化、資源化及び適正処理 等に関する規則	特別管理産業廃棄物を排出する工事の場 合、着工の7日前まで
	23 承諾願		請負人が承諾を得る場合
	24 解体工事等に係る事前調査 結果報告書	大気汚染防止法	
	25 その他		監督員が指示したもの

		書 類 名	適 用 規 程 等	摘 要
施 工 過 程 で 提 出 す る 書 類	1	工事旬報		当局が必要ないと認めたものは省略可
	2	受領書・借用書	契約約款第16条第3項	支給材料又は貸与品の引渡しを受けた場合、7日以内
	3	工場立会検査願		検査希望日の30日前まで(検査要領書添付)
	4	設計図書に指定された工事材料検査申請書	契約約款第14条第3項	立会試験、照合等の検査を必要とするもの
	5	改定実施工程表		実施工程表を変更する場合
	6	臨機措置通知書	契約約款第27条第2項	臨機の措置を行った場合
	7	条件変更等通知書	契約約款第19条第1項	現場条件と設計図書の条件が異なるような場合、請負人の発議で指定された工法等を変更したい場合
	8	材料検査報告書		設計図書に指定された工事材料検査請求書に基づき、監督員から指示された場合
	9	施工報告書		仕様書で指定された工事
	10	事故報告書		工事区域内で事故が起きた場合
	11	産業廃棄物排出状況報告書	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則	特別管理産業廃棄物を排出する工事の場合、産業廃棄物のすべての処分が終了したことを確認した日から30日以内
	12	仮請書又は回答書		監督員指示書を受領した場合、又は監督員より注意、改善等の指示があった場合
	13	その他		監督員が指示したもの
工 事 変 更 時 に 提 出 す る 書 類	1	工事完成期限延長申請書	契約約款第22条	
	2	改定工程表	契約約款第4条第1項	
	3	請書	横浜市工事設計変更 事務取扱要綱	
	4	コリンズ登録受領書		変更があった日から10日以内（休日を除く）
	5	その他		監督員が指示したもの
特 別 な 事 変 に よ り 提 出 す る 書 類	1	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額変更申請書	契約約款第26条	
	2	損害状況通知書	契約約款第30条第1項	
	3	その他		
工 事 の 完 成 に 当 た り 提 出 す る 書 類	1	工事完成図書、出来形部分下書き及び原図		下書きで監督員の確認を得る出来形部分の場合、原図不要
	2	工事出来形部分確認・検査申請書	契約約款第38条	部分払の請求をしたいとき
	3	工事・指定部分に係る工事完成届出書	契約約款第32条第1項 契約約款第39条	工事が完成したとき
	4	工事写真	契約約款第15条第3項	工事途中でも提出できるよう常備
	5	解体材料・発生材料等引渡書		解体材料又は発生材料がある場合
	6	工事目的物引渡書	契約約款第32条第6項 契約約款第39条	検査合格時に提出
	7	工事安全日誌	安全管理実施要領	安全管理指定工事の場合、現場事務所に常備する。指示された場合、提出
	8	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	建設業退職金共済制度	制度により共済証紙または退職金ポイントを購入した場合
	9	掛金充当書	建設業退職金共済制度	制度により退職金ポイントを購入した場合
	10	コリンズ登録受領書		工事完成後10日以内（休日を除く）
	11	その他		監督員が指示したもの

※建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

適正化法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

契約約款：横浜市工事請負契約約款

改訂後（新）

別表 提出書類一覧表

	書 類 名	適用規程等	摘 要
工 事 着 工 前	「分別解体等の方法」の説明書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第12,13条	「監督員へ」「提示」を「発注者へ」「説明」と読み替える 発注者へ内容を説明、契約書に「分別解体等の方法等」を添付
	現場代理人等選定通知書	約款第11条第1.5 項	
	請負代金内訳書	契約規則第35条、約款第4条第1項	契約締結後 5 日(休日を除く)以内 ただし、発注者が必要でないと認めた場合は省略可
	工程表	契約規則第52条、約款第4条第1項	今後、工程表に余裕期間を明記する必要がある 請負代金又は工程を変更したときも、同様とする
	工事打合せ簿	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-2-28	契約締結後から工事完成までの書面による指示・協議・提出・提示・報告・通知・承諾・その他
	建設業退職金共済証紙購入状況等報告書	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-43	契約締結後 2 か月以内に提出 遅延の際は遅延理由書(任意様式)を提出 電子申請方式の場合は、ASPも可 参考:「建設業退職金共済制度の推進について(依頼)」
	(前払金)請求書	契約規則第78条、約款第35条第1項	請求書等の押印省略及び電子メールによる提出について https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikai/shiharai/syoryaku/seikyu-ouin.html
	VE提案書	契約後VE方式の実施に関する特記仕様書	契約後VE時 契約後VE方式の実施に関する特記仕様書で定められた様式で作成、提出する
	(電子納品)事前協議チェックシート	電子納品に関する特記仕様書	工事着工前に監督員と協議し、「(電子納品)事前協議チェックシート」を提出すること。また、工事過程で提出方法の変更が生じる場合、監督員と協議の上、「(電子納品)事前協議チェックシート(変更)」を提出すること。
	コリンズ登録「登録のための確認のお願い」	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-7	500 万円以上の工事が対象 受注・変更・完成・訂正時、土曜日、日曜日、祝日等を除き10 日以内に作成し、「コリンズシステムからのメールで依頼」の方法で監督員にメール送信
	コリンズ登録「登録内容確認書」	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-7	「工事実績データの登録完了」処理後、監督職員にメール送信される
	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-20-5,8、コブリス・プラスの使用に関する特記仕様書	法令及び仕様書で定められた「再生資源」の利用または「建設副産物」が発生する請負金額100万円以上(税込)の工事は、コブリス・プラスで作成し、施工計画書に含めて監督員に提出
	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-20-6,8、コブリス・プラスの使用に関する特記仕様書	
	登録済確認書	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-20-6,7、コブリス・プラスの使用に関する特記仕様書	
	建設副産物確認処分届	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-20-15	建設副産物を確認処分とする場合に事前提出
	施工計画書	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-6	着工前および変更が生じた場合、当該工事に着工する前に提出
	設計図書の照査確認資料	約款第19条第1項第1号、機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-3-2	
	実施工程表		監督員が必要と認めた場合は速やかに提出する。また緊急工事等、策定が困難なものは省略できる。
	個人情報保護に関する安全管理措置報告書 (第1号様式)	横浜市個人情報の保護に関する条例、個人情報取扱特記事項	
	個人情報保護に関する研修実施報告書・誓約書 (第2号様式)	横浜市個人情報の保護に関する条例、個人情報取扱特記事項	
	施工体制台帳	約款第8条、機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-11	下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)
	施工体系図	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-11	下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)
	道路使用許可書(写)・ 道路工事・占用届出書(写)など	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-35	着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出 必要に応じて検査時に提示・確認
	承諾願書	機械・電気設備標準仕様書 第2章 2-1-3、第3章 3-1-3-5	2部提出(1部を承諾時に返却)
	材料確認書	契約規則第61条、約款第14条第3項、 機械・電気設備標準仕様書 第2章 2-3-6	材料使用前及び変更・追加時 設計図書により指定している材料や、受発注者間での協議により決定された材料
	工事安全管理計画書	安全管理指定工事に関わる特記仕様書	安全管理指定工事の場合(変更計画書含む)控えを請負人保管
	特定建設作業実施届出書	騒音規制法、振動規制法	騒音規制法・振動規制法に規定する特定建設作業に該当するもの 提出先:みどり環境局大気・音環境課 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/soon/kisei/tokken/tokken3.html
	産業廃棄物排出事業所届出書	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-20-17	特別管理産業廃棄物を排出する工事の場合、着工の7日前まで 提出先:資源循環局事業系廃棄物対策課 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangeyo/haishutsu/02yousiki.html
	解体工事等に係る事前調査結果報告書	大気汚染防止法、機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-52	

	書 類 名	適用規程等	摘 要
施 工 過 程	工事打合せ簿	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-2-28	契約締結後から工事完成までの書面による指示・協議・提出・提示・報告・通知・承諾・その他
	実施工程表(改定実施工程表含む)		監督員が必要と認めた場合は速やかに提出する。また緊急工事等、策定が困難なものは省略できる。
	工事旬報	契約規則第53条、約款第12条	
	建設副産物確認処分届	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-20-15	建設副産物を確認処分とする場合に事前提出
	官公庁の休日・夜間等の作業届	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-39	官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督員に連絡。
	工場立会検査願	機械・電気設備標準仕様書 第2章 2-3-5-3、第3章 3-5-1-3	検査希望日の30日前まで(検査要領書添付)
	事故報告書	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-32	工事中に事故が発生した場合
	産業廃棄物排出状況報告書	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-20-17	特別管理産業廃棄物を排出する工事の場合、処分確認後30日以内 提出先:資源循環局事業系廃棄物対策課 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangevo/haishutsu/02vousiki.html
	臨機措置通知書	契約規則第54条、約款第27条第2項、 機械・電気設備標準仕様 第1章 1-1-44	臨機の措置を行った場合、直ちに通知
	損害状況通知書		損害の発生後、直ちに通知
	条件変更等通知書	約款第19条第1項	現場条件と設計図書の内容が異なるような場合、請負人の発議で指定された工法等を変更したい場合
	中間前払金に係る認定請求書	約款第35条第4項、公共工事の中間前払金に関する取扱要領	支払に関する制度 https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/tetsuduki/seido-shiharai.html
	(支給品材料及び貸与品の)受領書・借用書	契約規則第63条、約款第16条第3項、 機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-18	支給材料又は貸与品の引渡しを受けた場合、7日以内
	工事出来形部分検査申請書	契約規則第79条、約款第38条第3項、 機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-24	部分払いの請求をしたとき
	(部分払)請求書	契約規則第79条、約款第38条第6項	請求書等の押印省略及び電子メールによる提出について https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikei/shiharai/syoryaku/seikyu-ouin.html
	週休2日工事	技術者等へ週休2日工事の確認(写し)	横浜市週休2日工事実施要領第5条第1項、第2項
		休日取得実績書	横浜市週休2日工事実施要領第5条第1項
		技術者及び技能労働者の出勤状況がわかる一覧表	横浜市週休2日工事実施要領第5条第2項
設 計 変 更 時	工事打合せ簿	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-2-28	契約締結後から工事完成までの書面による指示・協議・提出・提示・報告・通知・承諾・その他
	工事完成期限延長申請書	契約規則第42条、約款第22条	
	請書	横浜市工事設計変更事務取扱要綱	
工 事 完 成 時	支給品清算書	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-18-3	
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-20-2	施工中、監督員の指示があった場合は提示する
	工事(指定部分に係る工事)完成届出書	契約規則第74条第1項(第76条)、約款第32条第1項(第39条)、機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-24	工事(指定部分)が完成したとき
	工事目的物引渡書	契約規則第74条第6項(第76条)、約款第32条第3～6項(第39条)、機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-24	工事完成検査結果通知書と同日に提出
	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表等		参考:「建設業退職金共済制度の推進について(依頼)」
	安 全 管 理	安全訓練実施記録	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-29-13、工事成績評定基準(「施工プロセス」のチェックリスト)
		災害防止協議会活動記録	工事成績評定基準(「施工プロセス」のチェックリスト)
		店社バトロール実施記録	工事成績評定基準(「施工プロセス」のチェックリスト)
		安全巡視、TBM、KY実施記録	工事成績評定基準(「施工プロセス」のチェックリスト)
		新規入場者教育実施記録	工事成績評定基準(「施工プロセス」のチェックリスト)
	工事記録写真	契約規則第62条、約款第15条第3,5項、電子納品に関する特記仕様書	施行中は監督員の請求があった日から7日以内に提出
	総合評価実施報告書		総合評価落札方式を適用して契約し、ガイドライン、設計図書等で提出を求めた場合に提出する。
	工事完成図書		工事特記仕様書記載の部数を提出(紙書類で提出)
	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-20-5,8、コプリス・プラスの使用に関する特記仕様書	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を作成した工事は、コプリス・プラスで作成し、工事完成図書に含めて提出
	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-20-6,8、コプリス・プラスの使用に関する特記仕様書	
	登録済確認書	機械・電気設備標準仕様書 第1章 1-1-20-6,7、コプリス・プラスの使用に関する特記仕様書	
	再資源化等報告書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第18条	
	請求書	契約規則第77条、約款第33条第1項	請求書等の押印/省略及び電子メールによる提出について https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikei/shiharai/syoryaku/seikyu-ouin.html

※契約規則：横浜市内契約規則

約款：横浜市内工事請負契約約款

機械・電気設備標準仕様書：横浜市内水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）

改訂前（旧）	改訂後（新）
第2章 2-1-1から2-3-5 省略 2-3-6 機器・材料搬入の確認 1 工事現場に搬入する工場立会検査を行っていない機器、材料は、「設計図書に指定された工事材料検査請求書」を提出し、監督員の確認を受けなければならない。 2-3-7から2-3-11 省略 第3章 省略 第4章 省略 以下、余白	第2章 2-1-1から2-3-5 省略 2-3-6 機器・材料搬入の確認 1 工事現場に搬入する工場立会検査を行っていない機器、材料は、「材料確認書」を提出し、監督員の確認を受けなければならない。 2-3-7から2-3-11 省略 第3章 省略 第4章 省略 以下、余白